(目的)

第1条 この条例は、水上村を応援しようとする個人又は団体から広く寄附金を募り、 これを財源として各種事業を実施し、寄附者の水上村に対する思いを実現化するこ とにより、多様な人々の参画による活力あるふるさとづくりに資することを目的と する。

(事業の区分)

- 第2条 寄附金を財源として実施する事業は、次に掲げるとおりとする。
  - (1)産業・観光の振興に関する事業
  - (2) 保健・医療・介護・福祉の向上に関する事業
  - (3) 生活環境・自然環境の向上に関する事業
  - (4) 教育・文化の推進に関する事業
  - (5) その他前条の目的達成のために村長が必要と認める事業

(寄附金の受入れ)

- 第3条 寄附金の受入れについては、規則で定める。
- 2 村長は、寄附の申出又は受け入れた寄附金が公序良俗に反するものと思料される場合は、受け入れを拒否し、又は受け入れた寄附金を返還することができる。
- 3 村長は、前項に規定する取扱いをしたときは、その決定の理由及び経過を記録しなければならない。

(寄附金の管理運用)

- 第4条 寄附金は、水上村ふるさと応援基金により管理し、運用するものとする。 (寄附金の使途指定)
- 第5条 寄附者は、寄附金の使途を第2条各号に掲げる事業のうちから指定し、寄附することができる。
- 2 寄附者が寄附金の使途を第2条各号に掲げる事業のうちから指定しなかったとき は、同条第5号の事業の指定があったものとみなす。

(適用除外)

第6条 第2条各号に掲げる事業に対する寄附金以外の寄附については、この条例の 規定は適用しない。

(運用状況の公表)

- 第7条 村長は、毎年1回、この条例の運用状況を公表しなければならない。 (委任)
- 第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

## 水上村ふるさと寄附条例施行規則

平成20年水上村規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、水上村ふるさと寄附条例(平成20年水上村条例第20号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(寄附金の受入れ等)

第2条 条例第3条の寄附金の受入れは、寄附申込書(別記第1号様式)によるものとする。

(寄附金台帳の作成)

- 第3条 村長は、寄附金の適正な管理を図るため、寄附金台帳(別記第2号様式)を作成しなければならない。
- 2 村長は、基金の全部又は一部を処分しようとするときは、処分の経過を記録しなければならない。

(補則)

第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

年 月 日

## 寄 附 申 込 書

郵	便番号	÷ <u> </u>	<u>.                                    </u>	
	住所			
•	ふりが 名前	な) 		
電	話番号	÷		
F	АХ			
メ	ールア	ドレス		
	私は、	水上村を応援す	`るため、下記のとおり? 記	寄附を申し込みます。
1	寄附	†をする金額		<u>円</u>
2 希望する納付方法 (いずれかに○印をお願いします。)				
	I II III IV	村からお送りす現金書留での送銀行又は郵便局窓口へ持参	· <del></del>	融機関でのお支払い
3	(1) (2)	産業・観光の振 保健・医療・介	いずれかに○印をお願い 興に関する事業 護・福祉の向上に関する 環境の向上に関する事業	る事業

- (4) 教育・文化の推進に関する事業
- (5) その他上記以外の条例で定める事業